

江戸川区内に所在する計画相談支援事業所
代表者 殿

資料 8

江戸川区福祉部障害者福祉課

育成室の年長児童の引継ぎについて

育成室の利用者について、以下のとおり引継ぎを行ってまいりますので、ご承知おきの上、ご協力をお願いします。

記

1 育成室とは

…江戸川区が設置運営する児童発達支援事業所。
小岩育成室、葛西育成室、鹿本育成室の 3 か所。
鹿本育成室に障害児相談支援事業所を併設。

2 引継ぎの背景

… 3 育成室の児童発達支援利用者の大半が鹿本育成室の障害児相談支援を利用。
育成室は未就学児のみ対象のため、
小学校入学後にサービスを利用される予定の方については
小学校入学前に別の障害児相談支援事業所に引き継ぐ必要あり。

3 引継ぎの時期

…小学校入学直前に集中することを避けるため、年長児童の
更新時にあらかじめ相談支援事業所に引き継ぐ運用を平成
27 年 7 月から順次実施中。

4 今後の動き

…残っていた平成 27 年 4～6 月更新者と平成 28 年 1～3 月更新者について、
平成 28 年 1～3 月のあいだに区内の相談支援事業所に引き継ぐ。
順次、愛の手帳相談係又は身体障害者相談係から依頼してまいります。
…平成 28 年度も引き続き 4 月から通年で、年長組児童を順次引き継ぎますので、
ご協力をお願いします。

5 保護者へのお知らせ

…添付データのとおり配布していますので、ご覧ください。

6 備考

…新規に育成室（児童発達支援）を利用する方の計画相談を育成室（相談支援）
が担当せず、「民間の相談支援事業所に最初からお願いする」パターンもあり
ますので、いずれのケースか混同しないようご注意をお願いします。

担当

愛の手帳相談係 5662 - 0053

身体障害者相談係 5662 - 0052

平成 27 年 7 月

育成室年長組児童の保護者の皆様へ

配布済

写

保育課鹿本育成室
小岩育成室
葛西育成室
障害者福祉課

相談支援事業所の引継ぎについて

日頃より、育成室の運営につきましてご理解ご協力いただきありがとうございます。

育成室ご利用の皆様におかれましては、ほとんどの方が育成室に「児童支援利用計画」の作成依頼をされていますが、卒室後は育成室での継続作成ができなくなります。

区としましては、卒室後も利用可能な民間の相談支援事業所にあらかじめ引継ぎをしておくことで、小学校入学というライフステージの大きな節目の前後に丁寧な相談対応が期待できると考えております。

そこで、年長組在籍中の福祉サービス更新時に、相談支援事業所を育成室から民間の相談支援事業所に引き継ぎたく存じます。

については、下記のとおり、育成室から相談支援事業所への引継ぎを進めてまいります。

趣旨をご理解いただきご協力いただけますようお願いいたします。

記

- 1 対象者 年長組児童で、7月以降に更新を迎える方
- 2 引継ぎ時期 更新の1~2か月前頃にご案内
- 3 事業所の選定 区役所障害者福祉課（愛の手帳相談係・身体障害者相談係）よりご案内しますので、区職員からの連絡をお待ちください。
- 4 その他
 - ・事業所が決まりましたら、利用契約・アセスメント等手続が必要です。具体的なスケジュールは、各事業所と相談ください。
 - ・今年度の4月~6月に、すでに育成室との相談支援の利用契約の更新をされた年長組児童で、卒室後に福祉サービスの利用を予定されている方につきましては、平成28年1月以降、育成室に代わる事業所を区役所よりご案内いたします。

問い合わせ先

江戸川区福祉部障害者福祉課

愛の手帳相談係 電話 5662-0053

身体障害者相談係 電話 5662-0052

平成 28 年 月

平成 28 年度育成室年長組児童の保護者の皆様へ

配布中

写

福祉部障害者福祉課
子ども家庭部保育課

相談支援事業所の引継ぎについて

日頃より、育成室の運営につきましてご理解ご協力いただきありがとうございます。

育成室ご利用の皆様におかれましては、ほとんどの方が育成室に「児童支援利用計画」の作成依頼をされていますが、卒室後は育成室での継続作成ができなくなります。

区としましては、卒室後も利用可能な民間の相談支援事業所にあらかじめ引継ぎをしておくことで、小学校入学というライフステージの大きな節目の前後に丁寧な相談対応が期待できると考えております。

そこで、年長組在籍中の福祉サービス更新時に、相談支援事業所を育成室から民間の相談支援事業所に引き継ぎたく存じます。

ついては、下記のとおり、育成室から相談支援事業所への引継ぎを進めてまいります。趣旨をご理解いただきご協力いただけますようお願いいたします。

記

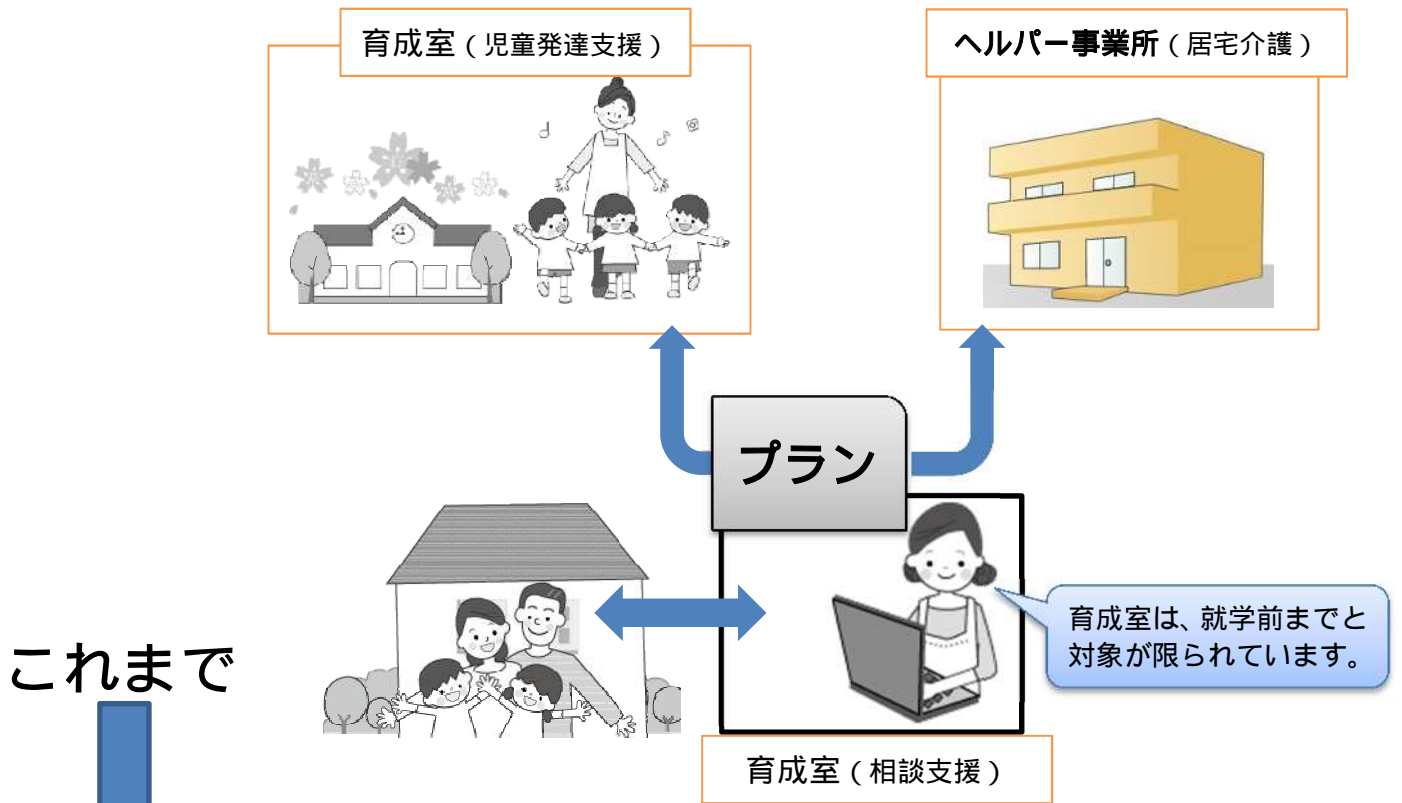
- 1 対象者 平成 28 年度の年長組児童
- 2 事業所変更の手続き
 - ・更新の 2 か月前頃より、事業所を選定いただきます。
 - ・3「事業所の選定」のとおりお願いします。
 - ・育成室から引き継ぐ相談支援事業所が決まりましたら、利用契約・アセスメント等手続が必要となります。具体的なスケジュールは、各事業所と相談ください。
- 3 事業所の選定 区役所障害者福祉課（愛の手帳相談係・身体障害者相談係）までお電話ください。その際に、相談支援事業所をご案内いたします。
- 4 その他 別紙、イラスト図を参照ください。

問い合わせ先

江戸川区福祉部障害者福祉課

愛の手帳相談係 電話 5662-0053

身体障害者相談係 電話 5662-0052



これから

